

平成23年 2月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第一号

平成二十三年二月七日（月曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	市川康憲
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	田中優子
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
政策企画課長	小田桐庸文
財政課長	岩本 康

総務部

部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

事務監察担当課長 張堂明観

人事課長 尾崎眞也

職員厚生課長 中村哲也

財務部

部長 霧生秋夫

経理課長 岡田 篤

施設営繕担当部

施設営繕第二課長 木下あかね

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 報告事項

(1) 第一回定例会提出予定案件について

[議案]

- ① 平成二十三年度世田谷区一般会計予算
- ② 平成二十三年度世田谷区国民健康保険事業会計予算
- ③ 平成二十三年度世田谷区後期高齢者医療会計予算
- ④ 平成二十三年度世田谷区介護保険事業会計予算
- ⑤ 平成二十三年度世田谷区中学校給食費会計予算
- ⑥ 平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）
- ⑦ 平成二十二年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第二次）
- ⑧ 平成二十二年度世田谷区老人保健医療会計補正予算（第二次）

- ⑨ 平成二十二年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第二次）
- ⑩ 世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑪ 世田谷区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例
- ⑫ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ⑬ 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ⑭ 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正す

る条例

- ⑮ 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例

⑯ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

- ⑰ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

- ⑱ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- ⑲ 世田谷区立千歳台小学校増築工事請負契約

[報告]

- ① 議会の委任による専決処分の報告（補助第一二五号線整備工事（その2））

- ② 平成二十二年度包括外部監査の結果について

- ③ 平成二十二年十月分例月出納検査の結果について

- ④ 平成二十二年十一月分例月出納検査の結果について

- ⑤ 平成二十二年十二月分例月出納検査の結果について

- ⑥ 平成二十二年度定期監査の結果について

(2) 政策点検方針に基づく取組みについて

(3) 世田谷区実施計画及び世田谷区行政経営改革計画の推進状況（案）につい

て

- (4) 公共施設整備方針に基づく取組みについて
- (5) 平成二十三年四月一日付け組織改正（案）について
- (6) 平成二十三年度都区財政調整について
- (7) 平成二十二年度における補助金の見直し検討状況について
- (8) せたがや区民債（第八回）の応募状況等について
- (9) 世田谷区立代田区民センター建物解体除却等工事について
- (10) 世田谷区入札監視委員会の開催状況について
- (11) 総合評価競争入札の試行状況について
- (12) 工事成績評定方法の改定について
- (13) 平成二十二年度区有地の一般競争入札による売払いについて
- (14) その他

2. 協議事項

- (1) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前十時開議

○宍戸 委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○宍戸 委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

(1) 第一回定例会提出予定案件について、議案の①平成二十三年度世田谷区一般会計予算、②平成二十三年度世田谷区国民健康保険事業会計予算、③平成二十三年度世田谷区後期高齢者医療会計予算、④平成二十三年度世田谷区介護保険事業会計予算、⑤平成二十三年度世田谷区中学校給食費会計予算の五件を一括説明願います。

◎金澤 政策経営部長 平成二十三年度当初予算に係る五会計、五件につきましては、恐縮でございますが、本日、お手元に資料を配付してございません。この間、各会派の皆様にお時間をいただきましてご説明をさせていただいているところでございますが、本日の説明につきましては割愛をさせていただければと存じます。

今後、予算特別委員会が設置されます際に、総括質疑に先立ちまして、改めて予算説明書でご説明をさせていただきたいと存じます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○穴戸 委員長 よろしいですね。

○穴戸 委員長 続いて、⑥平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）、⑦平成二十二年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第二次）、⑧平成二十二年度世田谷区老人保健医療会計補正予算（第二次）、⑨平成二十二年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第二次）の合わせて四件を一括説明願います。

◎金澤 政策経営部長 平成二十二年度の一般会計が第三次、それから国民健康保険事業会計、老人保健医療会計、介護保険事業会計、これはいずれも第二次でございますが、それに係る資料につきましてはお手元に概要版をお配りしてございます。

概要の一ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正額の計でございますが、上の囲みに記載してございますように、六十億三百万円となっております。内訳といたしましては、一般会計が二十一億二千万円、特別会計は三十八億八千三百万円となっております。

なお、補正予算につきましては、今後、当委員会でご審議いただくことになる際、改めて補正予算書等でご説明させていただきたいと考えておりますので、本日ににつきましては説明は割愛させていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○宍戸 委員長 よろしいですね。

○宍戸 委員長 次に、⑩世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

◎小田桐 政策企画課長 それでは、世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

1 改正理由についてでございますが、財団法人世田谷区保健センター、同じく世田谷区スポーツ振興財団、同じくせたがや文化財団、同じく世田谷区産業振興公社、以上四つの財団法人につきまして、公益財団法人への移行に伴い規定の整備を図る必要が生じたというところで条例の一部を改正するものでございます。

2 改正内容についてですが、別表中、「財団法人世田谷区保健センター」を「公益財団法人世田谷区保健センター」に、「財団法人世田谷区スポーツ振興財団」を「公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団」に、「財団法人せたがや文化財団」を「公益財団法人せたがや文化財団」に、「財団法人世田谷区産業振興公社」を「公益財団法人世田谷区産業振興公社」に改めるものでございます。

施行日につきましては平成二十三年四月一日でございます。

本日、新旧対照表をおつけしてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上です。以上、よろしくお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いします。

◆ [菅沼](#) 委員 当然、各財団法人でそれなりの文書だとか、ああいうのはみんなつくっているよね。つくって出さなくてはいけなくなるはずなんだけれども、そういう

ものというのは見られるわけ。

今、新しく財団法人に変わるわけだよね。そうすると、財団法人の審査をするときに、都か国に出すわけだよね。その書類が見られるのかということ。

◎小田桐 政策企画課長 提出先が東京都の担当課になってございます。そちらのほうとの公表についての打ち合わせ等、確認等をした上で公表についてはご説明申し上げたいと思います。

○宍戸 委員長 次に、⑪世田谷区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

◎張堂 事務監察担当課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、世田谷区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

まず、改正理由でございますが、1の改正理由に記載してありますとおり、平成九年の地方自治法改正により外部監査制度が創設され、都道府県、政令指定都市及び中核市においては制度の導入が義務づけられております。

本区は任意設置ではありますが、区政の透明性や信頼性をより一層確保する観点から、平成十六年度に条例を制定して制度を導入いたしております。この制度導入から七年が経過し、包括外部監査につきましては、また後ほどこれまでの実績のところでも申し上げますが、一定の成果を上げていること、また、国の第二十九次地方制度調査会におきましても、複数年度に一回包括外部監査を受ける方式が適当との答申もあり、今回の政策点検方針の効果的な事業執行という観点から見直しを図った結果、当分の間、休止することとしたため、それに伴い条例の改正を行うものでございます。

2の条例改正の内容でございますが、一枚おめくりいただいて新旧対照表を見ていただきたいと思います。改正部分につきましては、表の左の下にございます附則の第

二項として「第二条の規定は、当分の間、適用しない」との規定を設けるものでございます。この二条の規定とは、同じ表の右上の欄にございますように、包括外部監査を受けることを規定した条文でございます。

なお、表の右下にございます現行の附則第二項につきましては、指定管理者制度が導入された際の地方自治法に規定された経過措置に対応した規定でございますので、今回の改正にあわせて削除するものでございます。

また、一枚目にお戻りいただきまして、3の施行予定日は平成二十三年四月一日でございます。

4といたしまして、包括外部監査のこれまでの実績でございますが、平成十六年度の制度導入当初は高齢者、障害者等の施設の運営管理事務に始まり、平成十七年度は公有財産と物品管理、十八年度は契約事務、十九年度は財政援助団体、二十年度は基金と保育サービス事業、二十一年度は債権管理といったテーマで行われまして、今年度に至っては区立小中学校の運営に関する財務事務ということで、いわゆる財務事務と言われるものの各領域を網羅的に取り上げてまいりました。

これらの外部監査によるこれまでの指摘事項につきましては、ほぼすべてが対応済みとなっております。そういう意味でも制度としての一定の役割は果たしたものと考えてございます。そのことから制度としては有用と認識しておりますものの、費用対効果の面では何年かに一度の実施がより効果的であろうということで休止することとなり、今回そのための条例改正として提出を予定しているものでございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆竹村 委員 財務事務の各領域を網羅的に取り上げてきた、一定の成果もあったということで、今回、当分の間、包括外部監査の条例の条文は適用しないということなんです。そうすると、この間、指摘されてきた改善点ですとか、そういったことは、もちろん取り組まれているということ承知しているんですが、それが今の段階でも

う十分に改善できたということではないのではないかと思うんですが、引き続き改善策というのはずっと継続的に取り組んでいくというふうに考えてよろしいでしょうか。

◎張堂 事務監察担当課長 今まで百件以上の指摘事項、それから意見をいただきました。それらにつきましては、その担当の所属だけではなく、他の所属にも相通じるような例示的な指摘も多々ございましたので、そういったものにつきましては引き続き同じような対応をしていただきたいと思いますし、私ども、それについては事務監察担当課が例年の定期的な監察を行っておりますので、そういった中で確認をさせていただいております。

◆市川 委員 この改正理由の中で、第二十九次地方制度調査会の答申というところが今ちょっと説明されて、数年間に一度か、要するに毎年やらなくてもというようなお話があったんですが、この地方制度調査会の答申というのは、町村を含めたすべての自治体に向けた答申なのかどうなのかということ。

もう一つは、さまざまな事情から今回休止するわけですけれども、これからのことです。一たん休止をしますけれども、今後、この外部監査制度についてはどのような方針で臨もうとされるのか、この二点、教えていただけますか。

◎張堂 事務監察担当課長 地方制度調査会の答申につきましては、平成二十一年の六月に答申が出されております。この際の目的は、なかなか包括外部監査制度が広まらない。先ほどの都道府県、中核市、政令指定都市につきましては義務づけられておりますが、それ以外は任意設置となっております。全国に自治体は千七百以上あるんでしょうか、その中で現在十三の自治体しか包括外部監査を導入していないという背景がございまして、そういうところで毎年包括外部監査を続けていくことはなかなか難しい面があるかもしれないということで、広めるために複数年に一度の制度にし

たらどうかというような提言がなされたと聞いております。

もう一点でございますが、今後でございますが、制度として非常に有用であり、さまざまな指摘をいただき、確認行為もしてまいりました。先ほども申し上げましたが、これは監査制度を強化補完するものとして始まっておりますので、引き続き区の監査制度の充実が図られなければいけないと思っていますし、さらに我々内部統制をするセクションといたしまして、二十三区では唯一専門の所属でございますが、そういったところでみずからの内部統制をみずからチェックしていくというようなことをこれから工夫して進めていく。そういったことで、それらをカバーしていければと考えております。

○宍戸 委員長 それでは次に、⑫の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から⑮の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の四件を一括説明願います。

◎中村 職員厚生課長 お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

職員の給与等につきましては、昨年の第四回定例区議会におきまして、特別区人事委員会の勧告を踏まえ、昨年末の期末勤勉手当や本年一月からの例月給与の引き下げの改正条例を上程し、議決をいただいたところです。今回は、昨年の特別区人事委員会勧告のうち、本年四月から適用となる人事給与制度について、資料にあります1主旨に記載の四つの条例の改正を上程させていただくものです。

改正の理由といたしましては、資料の二番目でございますとおりに大きく二点です。一つは、幼稚園教育職員の人事給与制度について、職務・職責を一層反映した制度に見直すこと、二番目は、月六十時間を超える超過勤務手当の積算基礎について、日曜日またはこれに相当する日の勤務の時間を加えるということでございます。

具体的な改正内容といたしまして、資料の3をごらんください。表の中の項目の(1)

から裏面の(5)までは条例名を記載していますとおり、幼稚園教育職員に関するものです。まず、(1)について、幼稚園教育職員の職務と職責の明確化、意欲と能力の向上、園運営の円滑化を図ることを目的としまして、職の構成を見直します。表にお示しのとおり、改正前は教頭と一般教諭が同じ職務の二級に位置づけられておりまして、こうした状況を改めるとともに、助教諭の職を廃止して、新たに主任教諭の職を新設します。また、この職の構成の見直しに伴いまして、(2)の給料表、(3)(4)にあります期末勤勉手当における職務段階別加算について改正を行います。

次に裏面をごらんください。これは義務教育等教員特別手当額の改正です。この手当は、国が小中学校の教諭の人材確保を目的として措置する特別手当の国庫負担額と連動して改正してきた経緯があります。国は、この特別手当の国庫負担を縮減する方向にありまして、他団体との均衡を図るという観点から今回改正を行うというものでございます。

次に、(6)月六十時間を超える超過勤務の積算基礎の改正でございます。これは行政系職員に適用されるものです。このことにつきましては、昨年平成二十二年の四月に労働基準法の改正を踏まえ、一カ月の超過勤務が六十時間を超えた場合、その超えた時間について手当の支給割合を百分の百五十に引き上げるという改正を行ったところです。

この昨年の改正に当たっては、週一回の法定休日であります日曜日または日曜日に相当する日、この日曜日に相当する日といたしますのは、図書館など休館日に合わせて月曜を指定している場合のこととございまして、こうした法定休日は、この月六十時間の積算に含めないものとされておりました。しかし、国の調査によりますと、その後、六割を超える民間企業がこの月六十時間の積算に法定休日を含めている状況にあるということ踏まえまして、国の人事院や特別区人事委員会において民間に準ずる取り扱いをするよう勧告がなされたものです。

右の表をごらんください。これは官庁執務型の日曜日がお休みの職場の例ですが、黒枠で囲んだ部分、改正前は労基法上の法定休日である日曜日は月六十時間を超過した場合でも百分の百三十五ということですが、改正後は、この法定休日を含めて月六十時間を算定し、超えた時間は百分の百五十の割り増し率が適用されることとなります。

4の施行日ですが、条例改正の施行日は平成二十三年四月一日としています。

条例改正の新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ [菅沼](#) 委員 今の(6)なんだけれども、ちょっとわかりづらかったのもう一度聞くんだけれども、今までは図書館みたいな月曜日のところにあつたときには、それを勤務手当に充てなかったのを今度は充てる、中に入れるということなんですか。

◎中村 職員厚生課長 図書館の場合も官庁執務型の場合も同様ですが、超過勤務を数える基礎として、六十時間を超えると百分の百五十になるわけですが、その数えるときに、平日の勤務だけでなく、日曜日もその六十時間に数えるということにして、従来の週休日に手当で賄っていたということではございません。

◆ [菅沼](#) 委員 ということは、例えばその人が図書館だとか、ほかのスポーツセンター、日曜日にやっているところがありますね。それは、その人として、公務員として休みは減っていないわけですよ。たまたま仕事の内容として日曜日だとか祭日にやったときには、今まで入っていなかったのが入ってくるということでもいいのかな。

◎中村 職員厚生課長 これまでは日曜日に勤務した超過勤務時間は百分の百三十五というふうな換算をしていましたが、今度は日曜日も含めて六十時間を超えた場合には、その超えた部分が百分の百五十という割り増し率になる。ちょっと技術的な細かい部分ではあるんですけども、そういうことでございます。

◆ 菅沼 委員 ということは、逆に言うと、休みはきちんともらっていても、日曜、祭日に働いて六十時間を超えると、今度は百三十五から百五十にプラスになるという話だよな。

◎中村 職員厚生課長 一部では委員ご指摘のとおりでございますが、ただ、日曜日の勤務は基本的には振りかえを原則としておりますので、その日はほかの日に休んでいただくということが前提になっております。なので、今回この制度を導入するに当たって、百分の百三十五から百分の百五十になることなので、予算的には、理論的には上がるということも考えられるんですが、振りかえを前提としておりますので、ここは休日も職員の健康上とっていただき、予算上も特段その影響はないように庁内に周知をしていきたいと考えております。

◆田中 委員 ちょっと前にも同じようなことを聞いたと思うんですけども、つまり、目的は長時間労働を抑制しとあるんです。でも、こう見ると数値が上がっているということは、超勤をよりやれば前よりもっと多くもらえる、単純に言えばそうですよね。だから、働く側としては、もっと超過勤務して、前よりも基準が上がるわけだから、もっとたくさんもらいたいと思うのが通常の、そういう気持ちが働かないかなという気がするんです。それなんだけれども、それをどう抑制につなげられるのかと思うんです。各課の課長さんなりの指導をしますというお話だったんだけれども、実際にそれは本当に大丈夫なのかなという気がするんです。具体的にどのように周知なり職員の認識を高めるのか、教えていただけますか。

◎中村 職員厚生課長 お話がありましたとおり、労基法で、この制度のつくりとしては、超過勤務手当を引き上げることによって人件費の増大が見込まれるので、使用者側は超過勤務命令を抑制するという方向に動くということを目的にした制度でございます。

区におきましても、超過勤務予算は限られたものがありますので、その枠内でやるためには、割り増し率が高まった分、より超過勤務のほうは縮減していかなければいけないという方向に動くこととなります。今回の条例改正をご議決いただき次第、庁内にこの改正内容をその旨周知しまして、従来の超過勤務の抑制ということと、今回は日曜日にかかわるものなので、振りかえの促進というのを重ねて周知徹底してまいります。

◆竹村 委員 項目の(5)のことをもう少し詳しく、どのようなもので、どういう場合に義務教育等教員特別手当というものが支給されているものでという、そのあたりの内容を少し詳しく伺いたいんです。

◎中村 職員厚生課長 この義務教育等教員特別手当につきましては、小中学校の先生を対象に昭和五十年に国が特別措置法を制定しまして、優秀な教員の人材確保ということでスタートしたのが初めてでございます。幼稚園の教員については、この特別措置法の趣旨に沿うということで設けられた手当で、小中学校の先生のおおむね二分の一を基本にこれまで改定をしてきています。小学校の先生の額は国庫負担に連動していますので、必然的に幼稚園の教諭も国庫負担に連動してきたという経緯がございます。国は、めり張りのある給与体系の実現に向けて、この優遇措置といいますか、一律の手当というのを縮減する方向にあるということでございます。平成二十二年四月も七千九百円から五千九百円に改定したという経緯がございます。

◆竹村 委員 これは月額という金額なんですか。

◎中村 職員厚生課長 月額でございます。

○宍戸 委員長 それでは次に、⑯外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

◎尾崎 人事課長 それでは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、これは外国の地方公共団体の機関などに職員を派遣する場合の給与につきまして、区からの派遣給と派遣先から出る報酬との合計額が外務公務員の給与を超えないようにするために、派遣給の支給割合を百分の七十未満にも設定できるように給与の算定方法を改めるものでございます。

と申しましても何を言っているのかよくわからないので、次ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この旧の部分が、今、そういう場合に、こういうふうなやり方でやりなさいと決まっているもので、区の地方公共団体だと変則的なものですから、国の例を参考にしてご説明させていただきます。

国の人事院規則に、この旧の内容と同じものが規定されております。そちらのほうがこの条例のもととなるものでございまして、名称は国際機関等に派遣する職員の給与云々となっていて、例えば国家公務員を国連であるとかWHOとかIMFとか、いわゆる国際機関に派遣する場合に、その給与をどういうふうに出すか、処遇するかということ人事院規則で決めてございます。

例えば国家公務員が外国の国際機関、国連なら国連に派遣されたときには、まずあるのは、派遣給というのは国家公務員としてもらう給料、本給です。その七割、百分の七十を保障しますというのがまず一点にあります。さらにその派遣先、例えば国連なら国連から報酬をもらえば、それを上積みしてもらえますよということに、それが一つ目です。

二つ目は、派遣先の外国のある大使館の外務公務員というのは外交官です。例えばスイスならスイス在日の大使館に勤める外交官のモデル賃金、給与を超えないように、それが一つの基準になってございまして、外務公務員、いわゆる外交官、その国の外交官の給料と比べてまだ七〇%プラス報酬を出した額が派遣される公務員のほうが低いとなったときには、七〇%を追いつくまで上げていいですよというのが次の規定になっています。それを八〇%、九〇%、一〇〇%まで上げていいよというのが旧の現行規定になってございまして。外務公務員、外交官の平均モデルの給与が天井で、それを超えてはいけないので、七五%で天井になれば七五%まで出せる。今までそういうふうなつくりで運用してまいりました。

ここのところで、その逆転現象が起きたようでございまして。というのは、七〇%に派遣元でもらう報酬を足すと、外務公務員の基準よりも上になってしまうということがありまして、今のこの旧の条例のつくり、人事院規則のつくりだと、最低でも七〇%は保障しているので、逆転現象した部分をおろすものがないものですから、それを是正するために七〇%という最低基準を取り払って百分の百以下、どこまでも落とせるというふうに国のほうで規則を改めたものでございまして。それを受けて条例改正するもので、ただし、新のほうの附則で経過措置がつけられておりまして、今既に派遣されている公務員、それから施行日から六カ月以内でも渡航準備をしている派遣するものについては、激変緩和のために経過措置を設けますということです。

恐れ入りますが、新旧対照表の次ページ、まず激変緩和なんです、施行日から最初の一年間はそのまましておきます。上に飛び出している部分も手をつけないでいる。その次の一年間で飛び出している部分の七〇%しか出しませんよ。その次の一年間で四〇%に落とします。その次からは飛び出している部分は最後まで下げて、この附則は切れまして、激変緩和は終了しますという趣旨のものでございまして。

今、国の例で申し上げましたけれども、では、区のほうでこれは一体どう影響する

のかということなんです。該当するのは青年海外協力隊、ご案内かと思うんですが、これは春と秋に募集しまして、申し込んで試験に受かると、二年間の期限で開発途上国にボランティアとしていろいろ従事する。それはJICAのほうから派遣要請が参ります。実際には開発途上国の市のどこかに配置されて、幼児教育をやったり、医療活動に従事したりとか、二年間なものですから、うちのほうでは大体毎年このところ一人ないし二名、従事するのは保育士が多い、あとは保健師が希望して試験に受かって行ってございます。

この計算式に当てはめて算定はしておるんですが、青年なものですから若い保育士で、単身赴任が原則なものですから、向こうに行くと生活給が支給される。生活給と住居費が支給されるんですが、JICAの場合は住居は大体あてがわれますので、お金としては出ないで住まいに住まわせてもらって生活給をもらう。今、ベネズエラに一人行っておるんですが、それは日本円にして月四万円前後が向こうでの生活費としてJICAから支給されております。それにうちの保育士としての本給の給料と四万円を足して、ベネズエラの外交官と比べてもはるかに低いものですから、現実には百分の百の給料を出して、七十とか八十とかに落ちるような例は今までないものですから、今回の改正が実質的に影響されるというものではないんですが、一応受け皿としては法律の改正にあわせて条例改正をするものでございます。

なお、二年間職員の本給は一〇〇%払うんですが、それはJICAのほうから八割方還付されるというふうな制度になってございます。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、⑰公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

◎尾崎 人事課長 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これは派遣対象団体のうち、五団体につきまして財団法人もしくは社団法人から公益法人への移行に伴う名称の変更、それから先ほど職員厚生課長のほうでご説明申し上げました幼稚園教育職員の職の見直しに伴いまして、文言の変更を行うものでございます。

恐れ入ります、次の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。下線部分の財団法人が公益財団法人に変更するもの、幼稚園の職の部分につきましては、同じく下の第五条のアンダーラインの部分を職の変更に伴いまして記載のとおり改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは次に、⑱職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

◎尾崎 人事課長 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

これは先ほどの幼稚園教育職員の職の変更に伴うものでございまして、まず、幼稚園教育職員には一般の給与以外に教育調整額というものが給与として支給されております。支給の対象になるのは、職務の級が一級または二級である者となっております。

す。額は給料月額百分の四に相当する額と幼稚園教育職員の給与に関する特別措置に関する条例に記載されております。先ほどの職員厚生課長の説明の表にもございましたが、教頭の給与が二級から三級に変わったことに伴いまして教育調整額が出なくなる。給料の月額は三級になるので上がるんですけども、百分の四相当の教育調整額が支給の対象外になるということで、退職手当、退職する際には、この教育調整額も給与に含んで算定基礎となっておりますので、変更に伴いまして退職手当が下がる場合も想定されるので、経過措置を設けまして、平成二十三年及び二十四年の二年の経過措置としまして、前の給料表の教育調整額を入れたほうと新しく移った三級の給料表で比較して高いほう、もし教育調整額を入れた給料のほうが高ければ、そちらのほうを支給するという経過措置を定めるものでございます。

ちなみに、現実的にこの二年間で定年退職を予定している教頭は、うちのほうではおりません。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、⑲世田谷区立千歳台小学校増築工事請負契約について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 世田谷区立千歳台小学校増築工事請負契約についてご説明申し上げます。

千歳台小学校につきましては、平成二十年度に策定いたしました区立小中学校の適正規模化、適正配置に関する具体的な方策に基づきまして、普通教室の不足に対応して増築を行うということとしたものでございます。本件は、予定価格一億八千万円以

上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条に基づきまして議案として提出するものでございます。

入札は一般競争入札により行いました。予定価格は三億八千九百六十五万五千元、落札者は神興建設株式会社で、契約金額は三億二百四十万円です。工期は平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりでございます。

なお、工期が平成二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

次に、工事概要ですが、恐れ入ります、添付図面の一ページをごらんください。鉄筋コンクリートづくり地上三階建てで、増築部分の延べ床面積が千七百五平米余りとなっております。

裏面の添付図面の二ページに配置図がありますのでごらんください。学校敷地の東側にあります網かけ部分が増築校舎、斜線部分が増築に伴いまして既存校舎を改修する範囲になります。

三ページが増築校舎の一階平面図です。

四ページが二階の平面図です。

五ページが三階と屋上階の平面図です。

六ページが増築校舎の立面図でございます。

七ページ、八ページに校庭北側の既存校舎の改修部分を示してございます。

恐れ入ります、本文裏面をごらんください。参考として入札経過調書を添付してございます。この入札は九社から参加表明がありましたが、一社が辞退されまして、八社による入札となりました。その結果、三番目に記載の神興建設株式会社が落札したものでございます。

本件につきましては、第一位の入札者の応札価格が区の定める基準価格を下回って

いたため、地方自治法第二百三十四条及び同施行令第六十七条の十によりまして、低入札価格調査を実施いたしました。区が定めます低入札調査マニュアルに従いまして、当該事業者から入札価格の積算内訳書、手持ち工事の状況、配置予定技術者の名簿、労働者の確保と労務単価、下請予定事業者、建設副産物の搬出市等の資料提出をいただきまして、事業者にはヒアリングを行いまして、低入札価格調査委員会におきまして、工事費積算の妥当性を確認するとともに、工事実績や経営状況の確認を行いました。

その結果、材料費など直接工事費につきましては、区の積算を下回っているものの、鉄筋や型枠を手持ち工事と民間工事とあわせて発注することで経費節減ができるということ、また、部材価格は創業以来の取引関係から実現した価格で、過去にも同程度の取引実績があり、仕様どおりの施工、品質確保ができる旨を確認いたしました。また、利益等を計上する一般管理費が区の積算を下回っておりましたが、今期の業績見通しが良好で低く抑えることが可能である。このことにより下請等への影響はないという旨を確認いたしました。さらに、経営状況が問題ないことにつきましても確認をしたところでございます。

以上の調査結果を踏まえまして、当該の入札価格で契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとは認められないと判断いたしまして、神興建設株式会社を落札者と決定したものでございます。落札率は七七・六％です。

説明は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 低入札価格調査委員会というのはどういうメンバーが入っているんですか。

◎岡田 経理課長 財務部長を長といたしまして、工事関係、土木関係と建築関係の工事を主管する部課長がメンバーとなっております。

◆桜井 委員 今のを聞いてあれだけれども、そういういろんなものを出していただいて調査してということで、今の話で、例えば確かにこれまでの実績があるところにとるんだけれども、新しい業者がもしそういうところに参加するということになると、実際にこういう低価格で片方が出されてしまって、新しい業者が今の説明だと材料も含めて安く、また、いろいろある中でとってきて、実績を積んできて可能だということも今の話を聞くと判断の条件みたいで、では、新しい業者がそういうところに参加する場合は、そういうのがない場合、予定価格に近い場合はほとんど不可能という状況になるんですか、どうなんですか。今の説明を聞いていて、新しい業者が参加はできるのかできないのか、その辺がちょっとわからないんだけれどもね。

◎岡田 経理課長 今回の入札ですが、資格といたしましては区内に本店または営業所がある事業者さんで、電子入札の共同運営サービスでいうところのAランク、Bランクの業者さんが入札参加資格ありということで公告をさせていただきました。これらの方々は皆さんそれぞれ実績をお持ちですので、その実績について確認をさせていただくという形になります。

◆すがや 委員 工事の間中は校庭は利用できるんですか。

◎岡田 経理課長 工事期間中ですが、図工室を仮設としましてつくっておるんですけれども、それが校庭の一部になっておりますが、それ以外の部分は校庭は使用可能です。

○宍戸 委員長 それでは、報告に入ります。

①議会の委任による専決処分の報告（補助第一二五号線整備工事（その2））について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 議会の議決を得た契約に係ります議会の委任による専決処分についてご報告申し上げます。

契約件名は、補助第一二五号線整備工事（その2）です。

本件工事につきましては、平成二十二年第二回区議会定例会におきまして、豊田・片倉建設共同企業体を相手方といたしまして、契約金額七億七千六百九十八万九千五百円、工期を平成二十四年三月二十九日とする内容でご議決いただきまして、平成二十二年六月二十一日に請負契約をしたものでございます。

今回、工期の途中におきまして、4に記載いたしましたように、現場周辺の安全性を向上させるための防護さく、仮設照明の設置、また強風による土ぼこり被害を防ぐための薬剤散布、散水作業等の必要が新たに生じたため、工事内容の一部を変更いたしまして、契約金額の変更をする必要があり、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づきまして、議会の委任による専決処分を行いましたので、区議会第一回定例会にご報告させていただくものでございます。

参考に図面を添付してございます。裏面をごらんください。上段の平面図をごらんください。トンネルの工事ヤードの北側に迂回路を設置しましたが、現場の状況から安全確保のため、当初設計の防護さくより強固な防護さくと仮設照明を設置することといたしました。また、迂回路のさらに北側の点線で囲われておりますが、高規格堤防工の範囲で強風による土ぼこりがあり、近隣にご迷惑をかけることを防ぐために、薬剤散布と散水作業を新たに実施する必要が生じました。これらのことにより、工事内容の一部を変更いたしまして、契約金額の変更をする必要が生じたものでございます。

変更後の契約金額は七億七千九百六十五万四千四百円でございます。

専決処分日は、平成二十三年二月一日でございます。

ご説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆竹村 委員 この工事も、たしか低価格入札で調査をした結果、施工するということになったと思うんですが、防護さくの強化ですとか仮設照明とか、こういった事態が新たに生じたということなので、仕方がないのかなというふうには思うんですが、高規格堤防工事に伴う追加のお金がかかるということも、これはいわゆるスーパー堤防ですよ。これは国のスーパー堤防ということで、そのあたりのお金の出どころというのは、国のほうからも出てくるものなのではないでしょうか、まず伺いたいと思います。

◎岡田 経理課長 高規格堤防工に関する部分につきましては国の補助金が入ります。

◆竹村 委員 あと、ちょっと細かいというか、具体的なことで伺いたいんですが、土ぼこり被害を防ぐために薬剤を散布するというのが、散水作業というのはわかるんですが、どういうものなのか教えてください。

◎岡田 経理課長 薬剤といいましても、要は土ぼこりが起きないように土を固くする材料なんですけど、樹木からつくった植物由来の有機性資源ということで、そういう製品がございまして、これを使用してございます。これにつきましては、土壌に害を与えることなく、時間がたちますと土に戻るとということで、バイオマス利用の防じん防止剤ということで聞いております。

◆市川 委員 要するに、契約金額変更前、変更後を差し引いてもそれほどの金額ではないんですけれども、何十年もこうした工事にかかわってきた業者、あるいはこち

らサイドとしても、それなりに長きにわたってこうした関連の工事に携わってきているわけですから、今になって現場周辺の安全性を向上させるための防護さくだとか仮設照明だとか、強風による土ぼこり云々でお金が余計かかりますというようなことが後から出てくるということ自体どうなんですか。この工事業者さんは、それなりのプロなんですかというふうに思わざるを得ないなという気もするんですけども、これは予測できなかつたんですか。

◎岡田 経理課長 委員ご指摘のように、請負者につきましては、その工事の完成を約束するわけですので、その間に出てくるものについての予測というのはしていただかなければいけないことなんですが、今回の件で申し上げますと、区のほうであらかじめ、これは私どものほうのお恥ずかしい点かもしれませんが、詳細の設計図や施工条件を業者さんのほうにお示しをしまして、それで積算をしていただいております。その区のほうの設計を今回現場を見まして変える必要があるというふうに区が判断いたしまして、事業者に指示をしたものでございまして、これにつきましては契約金額の変更に応ずるべき責任があるということをお願いをしているところでございます。

○宍戸 委員長 次に、②平成二十二年度包括外部監査の結果について、理事者の説明を願います。

◎張堂 事務監察担当課長 平成二十二年度の包括外部監査の結果につきましては、告示日に議案とともに配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

○宍戸 委員長 よろしいですか。

○宍戸 委員長 それでは次に、③から⑥の平成二十二年十月分、十一月分、十二月分の例月出納検査の結果について、また平成二十二年度定期監査の結果について、四件を一括して理事者の説明を願います。

◎宮内 総務課長 平成二十二年十月分、十一月分、十二月分の例月出納検査の結果並びに平成二十二年度の定期監査の結果につきましては、告示日に議案とともに配付させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○宍戸 委員長 以上です。よろしく願いいたします。

○宍戸 委員長 それでは、(2)政策点検方針に基づく取組みについて、理事者の説明を求めます。

◎小田桐 政策企画課長 政策点検方針に基づく取組みにつきましてご説明申し上げます。

お手元の資料1主旨にございますとおり、この間進めてまいりました全庁を挙げた聖域なき全事業の点検の結果が取りまとめできましたので、ご報告する次第です。この間の経緯を1にお示ししてございます。

2をごらんいただきますと、全事務事業千七百四十五事業の点検と相なりました。本日の資料別紙1をごらんいただきまして、表紙を一枚めくっていただきますと、表紙の裏面に下の部分、企画総務領域から教育領域まで五領域別に分けてございます。それぞれ番号を振ってございまして、すべて載っているという状況でございます。

恐れ入ります、かがみ文に戻っていただきまして、これらの点検結果とあわせまして、当面の政策課題といたしまして、政策点検の各事業の結果から直ちには読み取りにくい当面の政策課題、これらを今後の行政運営に大きな影響を及ぼすと見込まれる新たな計画等を中心に例示として抽出したものをお示ししてございます。

本日の資料別紙2をごらんいただければと思います。当面の政策課題としまして、1自治権の拡充から、表紙を一枚めくっていただきまして裏面の教育領域、30世田谷九年教育の推進まで三十項目にわたる課題をお示ししてございます。一ページ以降にございますとおり、課題の内容、背景、それからこれまでの取り組みと今後想定される取り組みという内容で整理してございます。あわせてごらんいただければと思います。

恐れ入ります、再びかがみのほうに戻っていただきまして、今後の予定でございますが、二月三日のプレス発表に合わせましてホームページに掲載してございます。本日、そして明日、五常任委員会であわせ報告ということになってございます。

つけ加えまして、本日お手元に平成二十三年度廃止・休止事業の一覧をお配りしてございます。政策点検一覧の中で廃止並びに一部休止になった事業の一覧でございます。5の大学との連携から始まり、裏面をごらんいただきますと、1718の日本語学習支援者スキルアップ講座まで、合計二十八事業が廃止または一部休止事業となっております。合計で八千七百四十万円ほどの平成二十三年度減の効果というふうになってございます。

なお、この資料につきましては当委員会のみのご提示となっております。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、(3)世田谷区実施計画及び世田谷区行政経営改革計画の推進状況（案）について、理事者の説明を求めます。

◎小田桐 政策企画課長 お手元にございます資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

世田谷区実施計画、行政経営改革計画の推進状況につきましては、毎年、議会のほうでご報告させていただいているところですが、先日の当初予算のご提案とあわせまして、世田谷区の実施計画、行政経営改革の変更がございますので、その内容をご説明いたします。

資料A3のペーパーをごらんください。左側に1実施計画、右側に2行政経営改革計画概要をお示ししてございます。

まず、1の実施計画につきましては、平成二十二年度末の進行見込みを踏まえまして、引き続き着実に推進する事業について拡充を図るとともに、あわせて政策点検方針に基づく点検を行い、取り組みを修正してございます。安全で安心なまちから、区民が創るまちまで五つの領域、項目という内容で整理して、主な修正項目をお示ししております。こちらの枠の中では、平成二十三年度の年次別計画のうち、拡充見直しの内容とその事業番号、事業名、事業費、取り組み内容を記載しているものでございます。

次に、右側の2の行政経営改革計画につきましては、同様に主な取り組みを示したものでございます。こちらも厳しい財政状況を踏まえまして、政策点検方針に基づく点検を行い、取り組みを強化してございます。枠の中では、取り組み項目の番号と項目名並びに取り組み内容をお示ししております。

推進状況（案）冊子、厚いほうにつきましては、後ほど詳細をごらんいただければと思います。

なお、真ん中の一番下、これによりまして財政計画と書いてございますが、実施計画事業費は平成二十三年度二百二十九億二千万円の計画額から、修正後百九十七億五千四百万円ということで、三十一億六千六百万円ほどの減額修正となりました。

それでは、かがみ文に戻っていただきたいと思います。今後の予定でございますが、本日と明日、常任委員会にご報告しました後、二月中旬からは区のホームページに掲載し、区民の方にごらんいただきたいと思いますと考えております。また、区政情報センターなどに閲覧用冊子を置いてございます。これも三月下旬を目途に内容が確定した後、冊子として発行する予定でございます。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、(4)公共施設整備方針に基づく取組みについて、理事者の説明を願います。

◎小田桐 政策企画課長 公共施設整備方針に基づく取組みにつきましてご説明申し上げます。

公共施設につきましては、整備方針に基づいて施設の状況等によって合築複合化などの取組みを進めているところでございます。毎年、予算案のご提案とともに、その内容を整理してご報告申し上げてきたところです。平成二十三年度の具体的な取組み等につきまして、ごらんの資料のとおりご報告するところでございます。

2の平成二十三年度の取組みの中で、昨年度から変更になった点をご説明申し上げますと、そのページの一番下(6)でございますが、世田谷税務署・世田谷都税事務所合同庁舎の件につきまして、一時棚上げになっていたところでございますが、国が来年度予算を計上するという方向で準備しているという段階で、都、区それぞれでまた協議を再開する見込みとなっております。

恐れ入ります、裏面をごらんいただきまして、(12)代田区民センター、代田児童館、

代田図書館につきまして、解体等につきまして都市再生機構等と今後調整に入るという段階でございます。

なお、その上の(7)(8)(9)の三点につきましては、昨年度一年見送りをするという該当の事業でございました。予定どおり今年度はごらんのとおり基本構想並びに建築工事に入るという予定です。

次のページをごらんいただきたいんですが、3として法改正等に対応するというところで、経堂出張所の増築工事を予定してございます。

また、4ですが、平成二十一年度緊急見直し方針に基づいて取り組みを先送りしていた青年の家、野毛図書室等につきましては、今年度行いました政策点検に基づく点検の結果、平成二十四年度へ再度先送りをさせていただき、その間、あり方等についての検討をしていきたいと考えてございます。

最後のページをごらんいただければと思います。公共施設跡地等の有効活用の方向性につきましてご説明してございます。新規に加わったものは、(11)(12)の二件が新たに加わった項目でございます。いずれも平成二十四年度に跡地等が生じる予定ですが、平成二十三年度には、その跡地の活用等について基本的な方向性を検討していきたいと考えております。

説明は以上です。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 一ページの(6)の世田谷税務署だとか世田谷都税事務所、これは一回事業仕分けでストップしたものが動いたという感じなのか。

◎小田桐 政策企画課長 今年度の秋口ぐらいですか、国のほうから予算化の予定であるということを伺いまして、予定どおり国のほうでは当初予算に復活するという段取りになったと聞いております。

◆ 菅沼 委員 これは前々から計画があって、途中でストップしなかったですか。

◎小田桐 政策企画課長 おっしゃるとおりでございます。

○宍戸 委員長 次に、(5)平成二十三年四月一日付け組織改正（案）について、理事者の説明を求めます。

◎小田桐 政策企画課長 平成二十三年四月一日付の組織改正（案）につきましてご説明申し上げます。

組織につきましては、1基本的な考え方に記載のとおり、平成十八年四月に大幅な改正を行ったところでございます。この間、その経過等を踏まえた対応を図るというような場合だとか、国の法改正、区政の重点課題等に対応する場合に限るということまでやってきたところでございます。

平成二十三年四月一日につきましては、2に記載のとおり、(1)から(3)までの三つの領域で組織改正（案）を作成いたしました。

企画総務領域では、政策経営部副参事（特命担当）を設置させていただきたいということです。新たな実施計画、行政経営改革計画の策定等への対応ということでございます。

(2)区民生活領域におきましては、スポーツ振興担当部に国体・障害者スポーツ大会担当副参事を設置させていただきたいという案でございます。平成二十五年度の国体及び障害者スポーツ大会等への対応ということでの体制強化でございます。

(3)保健福祉領域でございますが、保健福祉部保健医療担当課の廃止ということで案でございます。国の医療制度改革に伴いまして、福祉、医療の連携体制を区において一定程度整備するということで、今後、領域内の事務の調整を担う計画調整課にてその事務事業を担当していくということで廃止ということを考えてございます。

組織図を裏面のとおりにおつけしてございますので、後ほどごらんください。

本日と明日、(1)から(3)に書いてございます該当の領域で常任委員会あわせ報告ということでお願いしてございます。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、(6)平成二十三年度都区財政調整について、理事者の説明を求めます。

◎岩本 財政課長 平成二十三年度都区財政調整についてご報告いたします。

平成二十三年度の都区財政調整につきましては、先日一月二十八日の都区協議会において合意されたものでございます。

内容でございますが、1の概要のとおりでございます。2で二十三年度都区財政調整の主な特徴をまとめてございます。2の(1)でございますが、交付金総額につきましては、企業収益の持ち直し等を反映いたしまして、市町村民税法人分の増収等により八千九百八十三億円、平成二十年以降三年ぶりの増加となったものでございます。(2)基準財政収入額についてはマイナス〇・一%、十億円の減、(3)基準財政需要額につきましては、認証保育所運営費等の算定充実を行った一方で、調整税の動向を踏まえまして、平成二十三年度の財調におきましても、投資的経費の臨時的圧縮と財源対策、いわゆる基準財政需要額を圧縮したということでございますが、行った結果、前年比一%の増となったものでございます。

恐れ入りますが、裏面をごらんください。裏面で平成二十二年度当初見込みと比較の表でございます。一番上の欄でございますが、交付金の総額、調整税、一番目が固

定資産税、二番目が市長村民税法人分ということでございますが、平成二十二年度と比較しまして、それぞれ一・九%、法人分については二・二%増収となっているということでございます。結果、計の欄、Aと書いてある欄がございますが、三年ぶりに二・三%の増となったものでございます。

一方、基準財政収入額Bにつきましては、マイナス九億五千八百万円、〇・一%減でございますが、特別区民税については一・八%の減を見込んでいるといった内容でございます。

下のほうに行ってくださいまして、基準財政需要額Cの欄でございますが、ここについては一%の増ということで、差し引きCマイナスBの欄でございますが、昨年比二・三%、百九十一億五千四百万円増の二十三区全体でございますが、財調交付金総額が八千五百三十三億九千七百万円だったものでございます。

また、表面にお戻りください。三十二年度都区財政調整の取扱い、今年度の財調の取り扱いでございます。平成二十二年度については、調整税の減収等により、昨年九月にご報告いたしました、当初算定の時点で百三億円の算定残がございましたが、都の税収の減額補正の結果、最終的には算定残が三億円となりました。よって、地方自治法施行令等の規定に基づいて、再調整は行わず、結果、世田谷区の普通交付金につきましては、昨年九月にご報告した三百四十億円ということで、再調整の上、加算されることはなくなったということでございます。

報告は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、(7)平成二十二年度における補助金の見直し検討状況について、理事者の説明を求めます。

◎岩本 財政課長 平成二十二年度における補助金の見直し検討状況でございます。

補助金につきましては、平成十六年に定めましたガイドラインに基づきまして、毎年一定のサイクルにより各部において見直し検討を行っているものでございます。

記書きの1でございますが、平成二十二年度の見直しの状況でございますが、(1)見直し等で、交付基準等の変更が四十五件、見直しサイクルに該当し、見直した結果、継続というのが百十六件、廃止が十一件ということでございます。また、(2)二十二年度中、また二十三年度に新設予定のものが十四件といった内容でございます。

おつけしている冊子の二ページをお開きいただきたいと思えます。冊子の二ページ、2で平成二十三年度当初予算（案）における補助金の状況を説明してございます。丸囲みの中で、平成二十三年度当初予算における補助金の件数につきましては、定期利用保育事業等の新設、申しわけございません、平成二十三年度予定四件と書いてございますが、記載ミスでございます。五件に訂正をお願いしたいと思えます。申しわけございません。二十三年度新設予定五件を含め、二百十八件と書いてございますが、これも二百十九件の間違いでございます。申しわけございません。新設五件を含め、二百十九件となりました。予算額につきましては、四十億円減の百三十七億九千九百万円、これにつきましては記載のとおり、二子玉川東地区の再開発事業、また保育施設整備、外郭団体等の補助金が減った結果によるものでございます。

次は三ページでございますが、この間の見直しの推進状況についてご説明してございます。3の丸の一つ目でございますが、平成二十二年度におきましては、要綱すべてをホームページで公開するといったことを実施することから、補助金の要綱につきましても、その文言の整理、また対象経費の明確化等を行い、(2)に記載のとおり、平成二十一年十二月、また二十二年三月に補助金を含むすべての要綱についてホームページで掲載をしたところでございます。

丸の二つ目でございますが、平成二十二年度、今年度につきましては、補助金の見

直し等に係るガイドラインのほか、政策点検方針に基づき、聖域なき点検ということで実施をいたしました。(1)の記載のとおり、政策点検方針に基づく見直しの状況を記載してございますが、黒ぼちの三つ目、要綱の改正を伴わないけれども、経費削減を行ったといったようなものもございます。

五ページ以降には、それぞれ補助金の対象範囲の見直し、また制度等への対応等の状況についてこちらに記載をさせていただきますので、お目通しをいただければと思います。

報告は以上でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは次に、(8)せたがや区民債（第八回）の応募状況等について、理事者の説明を求めます。

◎岩本 財政課長 せたがや区民債（第八回）の応募状況等についてご報告申し上げます。

せたがや区民債も八回目となりますが、1でございます優先購入の抽選申込みにつきましては、ことし一月から十四日までの間、往復はがき及び電子申請ということで申し込みを受け付けました。その結果、(2)の応募状況でございますが、申込人数、申込金額は記載のとおりでございますが、一・八九倍となりまして抽せんをさせていただいた結果、当選人数が三百四名、当選金額六億六千七百八十九万円といった状況でございました。

(2)の黒ぼちの二つ目で、取扱金融機関ごとの倍率が書いてございますが、みずほインベスターズ証券以外はすべて抽せんとなったものでございます。発行額が十億円

でございますので、先ほどの当選金額六億六千万円余りを除いた部分につきましては、2になります。窓口で先着順の販売となります。先着順の販売につきましては、二月十日から二月十七日までの間、売り切れ次第終了ということでございます。

また、3利率の決定でございますが、二月発行の国債利回り等を参考に0・八六%と決定させていただいたものでございます。

報告は以上でございます。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○穴戸 委員長 次に、(9)世田谷区立代田区民センター建物解体除却等工事について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 世田谷区立代田区民センター建物解体除却等工事につきましてご報告いたします。

本件は、企画総務、区民生活、福祉保健、文教の各委員会でのあわせ報告でございます。

本件につきましては、昨年十二月の本委員会で口頭でご報告させていただきましたが、その後、契約の相手先である都市再生機構と交渉を重ねてまいりましたので、現時点での状況をご報告させていただきます。

これまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。代田区民センターは、昭和三十九年、都市再生機構が――当時日本住宅公団でございますが――建設した建物でございます。この建物の地下一階から地上二階までの部分を区民センター、児童館、図書館といたしまして、三階から十階については機構の賃貸住宅ということで、区と機構がそれぞれ区分所有している建物でございました。老朽化を理由といたしまして、

機構が建物を解体除却し、除却後は区が単独所有する新たな代田区民センターを建設する改築計画を進めているところでございます。

1の主旨に記載してございますが、代田区民センターにつきましては、既存の建物を除却するために、平成二十二年六月の区議会第二回定例会でご議決をいただきまして、解体除却等の工事につきまして機構と委託契約を締結してございます。機構が解体工事に着手いたしましたところ、建物の設計段階で予測しなかった壁面のモルタル厚が発見されまして、安全確保のため、工法の変更や工期の大幅延長を検討せざるを得ない状況となっております。

解体に関する経過の概要は2に記載のとおりでございます。

3の工事変更の必要性ということでございますが、機構によれば、建物外壁に一般的な厚さの四倍になるモルタル厚が発見され、従来の工法では近接する京王井の頭線や環状七号線への崩落事故を招くおそれがあるため、通常解体工法をより安全性の高い工法に変更し、これに伴い工期延長と増加経費について契約金額の変更を求めたいという旨の申し入れがございました。区として検証を行いました結果、工法につきましては機構の申し入れのとおり、安全性の観点から変更が必要であるというふうに現時点で判断してございます。

4の区の考え方でございますけれども、区といたしましては、より安全な工事の施工を期すために、工期延長には応ずるものの、機構が建設した上で維持管理を行ってきた建物で、解体除却の事前検討あるいは実施設計も機構が行ったというこれまでの経緯からいたしまして、工法変更による増加経費については機構の負担とする方向で交渉を重ねております。

私どもとしましては、第一回定例会にご提案できるよう鋭意交渉を進めておりますが、交渉がまとまりました場合には、債務負担行為の変更に伴う補正予算及び契約変更をご提案申し上げることになります。その際には臨時で本委員会の開催をお願いす

ることもあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、現在改築期間中の各施設の事業は、近隣の区民利用施設あるいは仮施設を利用して実施してございます。機構の説明では、一年程度の工期延長が必要ということでございまして、これに伴いまして、新施設の竣工も同程度の期間先送りをせざるを得ないということが見込まれます。今後の予定が決まり次第、関係所管から区民の皆様にご説明をいたしまして、理解を得てまいりたいと考えております。

○**宍戸 委員長** ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ **菅沼 委員** 確かに安全性というのは大事なんだけど、特に鉄道がかかっている解体というのは、当然どこでもそれなりの工法でやるわけですね。当然、相手のほうが解体工事を指名したときに設計図も全部わかっているはずですね。それで現場を見ながら入札で決めておいて、今さら工事途中でモルタルが厚くなったから、そういうことはプロがやる話なんですか。

◎**岡田 経理課長** 私どもも、機構にはこれまでさまざま申し入れを行ってまいりましたが、まず、モルタル厚が非常に厚いということについては、七月ごろ破片が落ちていることを確認して、その結果わかったという説明を受けております。解体工事を行う際の通常の方法として、すべての壁面についてコア抜き調査をするというようなことをすれば、今回のような件は事前に判明したかと思いますが、そういったコア抜き調査まで事前にすべてやるというのは通常の設計ではないというふうに聞いてございます。

◆ **菅沼 委員** 事情はわかるよ。だけれども、あれがやっておいて向こうでやって、設計図をもって監理も全部やっていたわけじゃない。世田谷区がそのうち何%と持っているのはわかるけれども、鉄道にかかわる解体というのは、もともとは普通のビルを解体する以上に交通機関に迷惑をかけないようにやるのが普通じゃない。それなの

にモルタルが厚いからとか、そんな理屈というのは立つのかなというふうに思うんだよね。だから、その辺を含めて、業者も含めて、委託したところにはきちんとこんなのは認められないと言っておいてください。要望しておきます。

◆田中 委員 済みません、モルタルについての知識がないんですけれども、具体的に厚いと崩れ落ちる危険があるというのはどういうことなのかということ。

もう一つは、増加経費というのは幾らぐらい見込まれているのか教えてください。

◎岡田 経理課長 モルタルにつきましては、コンクリートの壁の上にモルタルというものを塗っているというのが建物でありまして、三センチ程度というのが通常だそうです。今回はそれが十二センチほどの厚さのあるところがあったということでございまして、現時点で崩落しているところが多々あるということではないんですが、破碎工事をいたしますときに、重機でつかみ取って壊していくという方法なんです、それをやったときに十二センチ厚のものが下に落ちた場合に、通常の防護さくでは抑え切れない危険性があるということでございます。

この増加経費でございますけれども、現時点で機構のほうでは約四億円ほどの増加経費が必要だというふうに聞いてございます。

◆田中 委員 増加経費が四億円というとかかなりなものです。今、[菅沼](#)委員もおっしゃっていたけれども、これはぜひともしっかり交渉していただきたい。

工期延長が一年程度というふうに今見込まれているという話だったんですが、一年というとても長いし、こういう施設利用を待っている人たちにとっては非常に影響があるので、ここにも書いてはありますけれども、ぜひ早期の竣工を目指すということは最大限頑張っていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◆平塚 委員 工期延長が一年という話なんですけれども、今、仮設で図書館が建っていますね。ああいうのも当然また一年延長しなければいけないということになりますね。そういう経費というのはどう考えているんですか。

◎岡田 経理課長 今現在、代田図書館につきましては、守山小学校の校庭の一部にプレハブで仮設図書館を開いております。この仮設図書館の賃貸借料、あるいは代田区民センター内の物品を保管する、これも賃貸借でしておりまして、これらの費用につきましては、仮に一年ほど延長ということになれば、約一千万円ほどの費用が発生してくるものというふうに想定しております。

◆平塚 委員 それは世田谷区で負担するという話ですか。

◎岡田 経理課長 ただいま交渉の最中ですが、今回、私どものほうとしましては、安全性の確保は第一にしなければいけないと考えてございまして、双方合意の上で工期の延長ということをさせていただきたいと現時点では考えてございまして、そうなりますと、これら経費につきましては区のほうで負担するという事になるかと考えております。

◆竹村 委員 十二月に口頭でご報告をいただいた際にも、そもそもURが建築し、URがモルタルの外装工事というのも途中で行ったものですから、当初の積算自体に問題があった。こういうことが後からわかったから増加するという事で、これを区が負担するのはおかしいということも十二月にも申し上げました。今、URの負担とする方向で交渉を重ねているということですので、ぜひしっかりとこの方向を貫いていただきたいと思っております。

一点、今ちょっと触れられたかもしれませんが、確認したいんですが、この増加する四億円の負担割合というのは先方はどのように言っているのでしょうか。もしその辺まであったら教えてください。

◎岡田 経理課長 機構のほうの当初の主張といたしましては、持ち分比であります区が三四・一二%なんです、これを負担してほしいというのが当初の機構側の主張でございます。

○宍戸 委員長 それでは次に、(10)世田谷区入札監視委員会の開催状況について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 それでは、世田谷区入札監視委員会の開催状況についてご報告いたします。

入札監視委員会につきましては、平成十九年十二月に設置をしたところですが、二十二年十二月六日に平成二十二年度の第二回目の監視委員会を開催いたしまして、入札状況に関するご審議をいただきましたので、内容をご報告させていただきます。

委員会の所掌事務につきましては1に記載のとおりでございます。

今回の監視委員会の内容でございますが、3の(1)①としまして総合評価競争入札の結果、②大規模工事における発注要件の追加、③平成二十二年度上半期の工事請負契約の締結状況及び指名停止の運用状況、談合情報につきまして事務局からご報告を申し上げました。また、平成二十二年度上半期工事請負契約のうち、委員が抽出されました九件の契約案件につきまして、入札の経過がわかる資料を各委員に事前にお送りいたしまして、これらに基づいて具体的なご審議をいただきました。委員が抽出していただいた契約案件は裏面に記載のとおりでございます。

審議の結果ですが、今回の審議で不適切な入札の実施、あるいは早急に是正すべき入札制度の問題点などについて委員会としての指摘、意見の具申はございませんでした。

なお、具体的なご議論といたしまして、主に3の(3)①から⑤に記載のような内容がございました。総合評価競争入札の有効性と評価基準の妥当性の検討について、特

命随意契約における契約金額の正当性の確保について、機器の納入と保守が継続する場合のトータルコストの考え方について、予定価格の設計に係る区の積算の精度向上について、労働者や下請業者に対する労働関係法令遵守の確認方法と区の役割について、以上のような内容でございました。

議事内容につきましては、概要を世田谷区ホームページで公表してまいります。

次回開催は平成二十三年七月上旬、次回は平成二十二年度の後半期の工事請負契約に関しましてご審議をいただく予定でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 この審議内容には入っていないんですけれども、前々から指摘している、お化けとって事務所だけつくって実態がないということが、この内容には入っていないんだろうけれども、わかれば。今、そんなことはある、ない。

◎岡田 経理課長 監視委員会での議論の内容としてはございませんが、今、委員ご指摘の件につきましては、昨年八月、工事請負契約の優先業種登録をしております全業者に対しまして、事務所の写真等の提出をお願いしまして、中で疑わしいものについて実地調査をするというようなことをさせていただいております。その中で、契約実績等で今後登録を延長すべきものかどうかということについての確認はさせていただいたところです。

◆田中 委員 今の関連なんですけれども、実地調査をしたというのは何件ぐらいあって、実際にこれはだめだというものもあったかどうか教えてください。

◎岡田 経理課長 九件実地調査をいたしました。だめだとしたものはございません。ただし、継続的に確認をすると決めたものが一件ございます。

○宍戸 委員長 次に、(11)総合評価競争入札の試行状況について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 総合評価競争入札の試行状況につきましてご説明申し上げます。

総合評価競争入札につきましては、平成二十一年度から三カ年を目途に試行実施をしているところですが、試行二年間の実施状況をご報告いたしますとともに、実績を踏まえまして平成二十三年度から試行内容の変更を予定しておりますので、あわせてご報告申し上げます。

なお、現在試行中の総合評価競争入札の落札者決定方法でございますが、参考としてつけさせていただいておりますが、このような形でやっております。基本的には、東京都が実施いたしました簡易型の総合評価競争入札をベースといたしまして、評価は価格点と施工能力評価点の合計値の最も高いものを落札者としてございます。価格点は、入札価格を予定価格で割った値、すなわち落札率を一から引いた率に九十を掛けて算出してございます。

一方、その下にございますが、施工能力評価点につきましては、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点、配置予定技術者の実績点の合計で算出してございます。これまでの試行状況の実施状況は、裏面別紙のとおりでございます。

これまで実施いたしました十一件の工事につきまして、業種と入札参加表明者数、総合評価値一位と二位の参加者について、その施工能力評価点の順位、入札金額、価格点とその順位、総合評価値、落札率について記載をしております。十一件の試行の結果でございますが、価格点が二位以下であるにもかかわらず、施工能力評価点が高いために落札したケースは四番目に記載の工事のみとなっております。

かがみ文に戻っていただきまして、試行内容の変更についてご説明申し上げます。これまでの実績を踏まえまして、二点変更をしたいと考えてございます。一点目は、価格点の算出方法でございますが、これまで落札率を一から引いた率に九十を掛けて

算出しておりましたけれども、これを七十ということで、七十点ということにしまして、価格点の比重を若干軽くすることを考えております。

また、二点目といたしまして、施工能力評価点の配点でございますが、(2)に記載がございますが、満点の十三点というのは変えないものの、世田谷区の場合、工事成績評価点が六十点台から七十点台にかけて多くなっているということから、この評点台の評価点を細分化いたしまして、評価によって差がつくように変更したいと考えております。

以上の変更点につきまして、平成二十三年の入札案件から適用したいと考えております。

ご報告は以上でございます。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○穴戸 委員長 それでは次に、(12)工事成績評定方法の改定について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 工事成績評定方法の改定についてご報告いたします。

趣旨でございますが、工事成績評定につきましては、区が発注する一定規模以上の工事請負契約につきまして、その履行確認後、評点を付すものでございます。総合評価競争入札におきましては、先ほどご説明申し上げましたが、施工能力評価点を決定する要素としてございます。公共工事に係る事業者の技術力や施工結果を公正かつ的確に評価し、評価の信頼性、客観性を向上させるため、評定方法を改定するものでございます。

対象工事は、工事契約金額が五百万円以上の工事といたします。

改定の概要でございますが、主に三点ございます。一点目といたしまして、評価の精緻化でございます。工事成績評価は、工事主管課にいます監督員と経理課の検査員がそれぞれ七十点と三十点の配点をもちまして、百点満点で評価しております。この配点は従前どおりとしつつ、評価基準の考査区分を従来三段階であったものを四段階に精緻化いたします。

二点目といたしまして、異議申し立てに対する対応の明確化でございます。評価内容につきましては、事業者から異議申し立てがあった場合には、庁内に設置しております世田谷区入札参加者等選定委員会で審議の上、回答することといたします。また、その審議結果等により、工事成績評価を修正する必要があると認めるときは、工事主管課長及び検査員が当該工事成績評価を修正することができることといたします。

三点目は報告と活用ということでございます。評価結果につきましては、世田谷区入札監視委員会にご報告するとともに、主に裏面の4に記載のような活用をまいります。現在運用している方策に加えまして、優秀な事業者及び技術者の表彰、五十点未満の評価を受けた事業者に対する勧告書の発行、六十点未満の評価を受けた事業者に対する誓約書の提出義務づけといったようなことを考えてございます。

改定内容につきましては、本年四月以降に完成した工事から適用することといたしまして、今後、事業者の皆さんに周知をしてまいります予定でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 次に、(13)平成二十二年度区有地の一般競争入札による売払いについて、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 区有地の一般競争入札による売り払いにつきましてご報告申し上げます。

今回の対象物件は四件でございます。いずれにつきましても、世田谷区公有財産有効活用指針に基づきまして、その保有目的を達成し終えた土地と認定し、売り払いをすることとしたものでございます。表中、①と③につきましては、平成二十年度にも売り払い決定をいたしまして、競争入札に付したものの応札者がなく、再度鑑定評価をし、入札に付すものであります。また、④の三浦健康学園跡地につきましては、平成十九年十一月、二十年二月、二十年十月の三回にわたりまして売却に向け一般競争入札を実施いたしましたが、応札者がありませんでした。過去三回の入札につきましては、建物つきの状態で入札いたしましたが、その後、建物を除却いたしまして、今回は更地として初めて入札に付すものでございます。

今後のスケジュールにつきましては2に記載のとおりでございます。いずれも二月十五日に公表し、入札に付す予定です。④の三浦健康学園の跡地につきましては、受付期間を長くとりまして、五月十八日に入札を実施する予定です。三浦健康学園跡地につきましては、議会の議決に付すべき不動産の売り払いに該当いたしますので、落札決定の後、六月の第二回定例会にご提案をさせていただく予定で進めてまいりたいと考えております。

なお、参考に売り払い物件の図面をつけさせていただいております。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆田中 委員 ちょっと関連なんですけど、三浦の健康学園跡地は今回初めて更地にしたというんですけれども、解体は幾らぐらいかかっていたんですか。

◎岡田 経理課長 解体工事、平成二十一年十月から二十二年三月までかけまして、六千百万円ほどかけてございます。

◆市川 委員 宇奈根一丁目のこの土地、この地図を見ますと、要するに周辺の道路に囲まれたちょうど中心に奥まったところに該当の土地があるわけですが、これはどこかの拡幅工事か何かのための代替地として、ある意味ではここを使ってもらえるのではないかとということで購入した土地なんですか。

◎岡田 経理課長 こちらにつきましては、防災まちづくり事業代替地として購入いたしましたして、四区画のうち三区画を代替地として既に売り払っております、一区画が残っているものでございます。接道はしてございます。

○宍戸 委員長 それでは次に、(14)その他でございますが、何かございますか。

◎岩本 財政課長 本日、お手元に「地方自治体における施策事業の実施と地方交付税制度の関係」というA3の資料をお配りさせていただいております。若干説明をさせていただきます。

昨年十一月にも当委員会で同様の資料をご説明申し上げましたが、この間、例えば子ども用のHibとか肺炎球菌ワクチン等については、区議会でも公費負担の決議、意見書を出していただいたり、また、市長会でも全額国負担、交付税の不交付団体については特別の配慮といったような申し入れ、また議員年金の改正に伴う地方負担につきましても、全額国負担といったような市長会からの申し入れといったような動きもございます。そういった動きも受けまして、平成二十三年度予算案等も踏まえた数値等の修正を行ったものでございます。

改めてご説明させていただきますが、左方の上では地方交付税制度の基本的仕組みについて記載してございまして、地方交付税につきましては調整税がございまして、二つ目の箱の黒い線ですが、足りない分については一般会計からの加算であるとか臨時財政対策債の発行などにより必要な財源は確保されるということで、その下

でございますが、この五年間、平成十九年度から二十三年度では二・二兆円、約一五％程度ふえてございます。

といいますのも、下の2で新規施策の交付税措置ということで、国の法改正に伴いまして、全国一斉に新たに施策事業が実施される場合、地方交付税が加算されるといった措置がとられることがあるからでございます。一方、二十三区では、財調は都の税収に連動するといったことで加算措置等はないといったことで、現に一番下の箱でございますが、財調交付金につきましては平成十九年度から二十三年度で一千百九十三億円、約一二％減っているといたったような状況にあるものでございます。

右の箱については、この間、地方交付税措置とされ、区の負担が増額した事例を記載してございますが、このうち5の住民基本台帳、6の日本脳炎、その下のワクチン、8の議員共済費負担金等については、平成二十三年度予算も負担が大きくふえているといったものでございます。こうしたものの合計が、この間、国の施策等に伴った区の負担の増額分は約二十三億円といった集計をしているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対し何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ほかにその他はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ほかになければ、これで報告事項を終わります。

○宍戸 委員長 次に、2の協議事項に入ります。

次回委員会についてですが、第一回定例会の会期中であります二月二十八日月曜日

午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○宍戸 委員長 その他何かございますか。

◆桜井 委員 前回、企総で行った請願の公契約条例の検討委員会を設置するという
ことで全員一致で採択されました。この扱いについては、議会でもあるし、区の対応
もあるのだらうと思うんですけども、委員長としては、議会の対応としては何か考
えていることはあるんでしょうか。まず、委員長からお願いしたい。

○宍戸 委員長 桜井委員は知っていると思うけれども、これは議会に係る話ではな
くて、役所のほうの行政機関に検討委員会をつくってくれという請願ですから。だか
ら、委員会でどうのこうのというのは私が今答えるところではないですね。

◆桜井 委員 だから、委員長のほうで、そういうことを、私が言っていたのは、そ
ういう決定をされたので、委員長が行政のほうに何か働きかけをしたのかどうかも含
めて……。前回、企総委員会で決定されたので、それは委員長として行政のほうに何
か働きかけをしてありますよというのが報告でもあればいいんだけども、それはど
うなんですかということ。

○宍戸 委員長 第一回定例会がございまして、それで決定をされたら。本会議で
はまだこれからかかるんですから。

◆桜井 委員 ごめんなさいね。きょうの報告にも一切ないから、そのことはきょうの報告にも一個もないでしょう。だから、そういうことについて、委員長はどう考えているんですかと私は聞いたのよ。聞いたのはそういうことだよ。

○宍戸 委員長 だから、第一回定例会で議会に提案されて議決をされると思います。

◆桜井 委員 では、請願の処理が終わって、委員会設置という方向で委員長は今考えているということで……。

○宍戸 委員長 いやいや、それは違うよ。委員会に検討委員会をつくれという請願じゃないと言っているの。何で委員長が判断しなきゃならないのよ。だって委員会に検討委員会をつくってくれということじゃないじゃない。

◆桜井 委員 いや、わかっていますよ。今の委員長の報告だと……。

○宍戸 委員長 報告じゃないですよ。あなたに聞かれたから答えているだけですよ。

◆桜井 委員 第一回定例議会でそれが議決されるというのは何が議決されるんですか。

○宍戸 委員長 採択されたという請願の処理の報告があるんですよ。

◆桜井 委員 請願処理されて、それはわかります。委員長は、それで働きかけるというふうに思っているんじゃないんですか。

○宍戸 委員長 何で働きかけるの。議会じゃないじゃない。委員長が働きかけるんじゃないじゃない。議会が働きかけるんですよ。議会の総意じゃない。全然違う。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午前十一時五十四分散会

署名

企画総務常任委員会

委員長